

◆ 論文

# 日本における監査人の交代<sup>†</sup> —制度の変遷と交代理由に注目して—

異島須賀子\*・黒田 菜摘<sup>‡</sup>

## I はじめに

本稿の目的は、日本における監査人の交代の実態を明らかにすることにより、監査人のローテーション制度をめぐる議論に貢献することである。

国際的には、2014年6月発効の欧州連合（European Union：EU）規則（Regulation（EU）No.537/2014）（法定監査規則ともいわれる）により、2016年6月からEUで社会的影響度の高い事業体（Public Interest Entity：PIE）を対象に監査事務所のローテーション（ファームローテーション）が制度として導入され、国内的には、2019年10月に金融庁が「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第二次報告）」（金融庁〔2019b〕）を公表するなど、日本でもファームローテーション制度の導入が不可避な流れであるかのように思われていた。ところが、2020年1月15日に突如「監査法人交代制見送り」（日本経済新聞〔2020〕）との新聞報道がなされ、金融庁からファームローテーション制度の導入を延期もしくは断念したといった公式見解が示されないなか、翌2月には、日本公認会計士協会（JICPA）が自主規制として、チームメンバーローテーションを導入するという会長通牒（日本公認会計士協会〔2020〕）を公表するなど、日本における監査人のローテーション制度に関する議論は決着しないまま、新たな段階を迎えているといえる。

そこで、本稿では、日本における監査人のローテーション制度の変遷をその背景とあわせてたどったうえで、監査人の交代の実態について検証してみたい。

なお、本稿では、引用文をのぞいて、「監査事務所」は監査を実施する公認会計士の事務所または監査法人を、「監査人」は監査事務所と公認会計士個人の双方を、「監査人の交代」は自主的か強制的かにかかわらず監査人が代わることを、「監査人のローテーション」は監査人が定期的に代わることを意味している。

<sup>†</sup>本稿は黒田菜摘氏が2021年1月に久留米大学大学院ビジネス研究科に提出した修士論文「日本における監査人のローテーションに関する研究—監査人のローテーションの意義と限界—」の一部（第2章および第3章）を大幅に加筆修正したものである。

\*久留米大学商学部教授。

<sup>‡</sup>2021年4月より専門学校九州テクノカレッジ講師。主に監査人の交代にかかるデータの収集・分析を担当した。

## II 制度の変遷

1998年4月にJICPAの自主規制として導入されたパートナーローテーション制度にはじまる日本の監査人のローテーション制度<sup>1</sup>は、会計不祥事の発生がきっかけとなって導入あるいは強化されてきた。

1995年7月に大和銀行ニューヨーク支店巨額損失事件が発覚したほか、同月末にはコスモ信用組合が、翌8月には兵庫銀行や木津信用組合が経営破綻したことに加えて、同月の大蔵省の立ち入り調査で住専問題が表ざたになるなど、会計監査の在り方に対する批判<sup>2</sup>が強まっていった。このような状況を打開すべく、大蔵省の公認会計士審査会は、1997年4月に「会計士監査の充実に向けての提言」（大蔵省〔1997〕）を公表して、被監査会社に対する独立性の観点から監査事務所の関与社員等の交代制の導入を求めた。

JICPAは、上記の提言を受けて、1997年7月に監査基準委員会報告書第12号（中間報告）「監査の品質管理」（日本公認会計士協会〔1997〕）を公表し、下記のような証券取引法監査における監査事務所の関与社員の交替にかかる規定を設け、自主規制としてパートナーローテーション制度の導入にいたった。

19. 監査法人は、証券取引法監査について、品質管理の一層の向上を図る観点から、関与社員の交替に関する方針と手続を策定する。この関与社員の交替制は、証券取引法監査以外の監査についても適用することが望ましい。

### 〔付録1〕 監査事務所としての品質管理手続の例示

#### 6. 証券取引法監査における監査法人の関与社員の交替

- ・ 関与社員の交替に関するルールを定める。例えば、次の項目である。
- ・ 継続して関与社員を担当する最長の期間（例えば、概ね10年）
- ・ 複数の関与社員がいる場合の交替の順序・時期
- ・ 関与社員の交替制を適切に運用するための責任者を定める。

（注）下線は筆者による。

JICPAの自主規制として導入された当初のパートナーローテーション制度においては、下線部のように、関与社員の最長継続任期をふくめて、関与社員の交替に関する具体

<sup>1</sup> 本稿のIIにおける日本の監査人のローテーション制度の変遷に関する記述の大半は金融庁〔2017〕4-13頁、および小倉〔2020a〕〔2020b〕の「監査人のローテーションに関する規制の変遷」にもとづくものであり、適宜、大蔵省（金融庁）やJICPA等による公表物、当時の新聞記事などを追加して、事実関係を補強している。

<sup>2</sup> たとえば、1995年12月28日付の日本経済新聞は「金融破たん、問われる会計監査責任、当局次第と及び腰——チェック機能の怠慢露呈」（日本経済新聞〔1995〕13面）との見出しで、当時の会計監査を厳しく批判している。

的なルールが各監査事務所の裁量に任されていた。

しかしながら、公認会計士審査会が、1999年7月に「会計士監査の在り方についての主要な論点」(大蔵省〔1999〕)を公表して、日本企業の活動の複雑化や資本市場の国際的な一体化等を背景に、公認会計士監査による適正なディスクロージャーの確保とともに公認会計士監査に対する国際的な信頼の向上が一層重要になってきていること等を理由に、「特定の企業の監査を担当する公認会計士が一定の期間で交替することが、監査の品質管理にとって極めて重要ではないか」(二二(3))との考え方を示した。

大蔵省〔1999〕が掲げた論点のうち、公認会計士監査の制度に関するものについては、公認会計士審査会の下に設置された監査制度小委員会が当時の制度の問題点や改善措置等を審議し、2000年6月に「監査制度をめぐる問題点と改革の方向」(大蔵省〔2000〕)を公表して、監査人のローテーション制度の見直しを迫った。その結果、JICPAは、2002年4月から関与社員の最長継続任期を7年、最短インターバルを2年に短縮することを義務づけて、自主規制としてのパートナーローテーション制度を強化した。

さらにエンロン事件に対応した米国の「上場企業会計改革および投資家保護法(Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002)」(SOX法)の制定をはじめとする国際的な監査制度改革を受けて、大蔵省の金融審議会公認会計士制度部会は、2002年12月に「公認会計士監査制度の充実・強化」(大蔵省〔2002〕)を公表し、パートナーローテーション制度の自主規制の強化と法制化を求めたが、監査事務所の継続的監査の制限(監査法人の交替制)の導入の適否についての結論は示されず、継続的な検討が適切であるとされた(【各論】3(4))。このため、2003年には公認会計士法が改正されて、パートナーローテーション制度が法制化され、上場会社をふくむ大会社等の会計監査に従事する業務執行社員等(業務執行役員および審査担当社員)について、継続監査期間の上限が7年、最短インターバルが2年とされた。

日本でも監査制度の改革がすすむなか、2005年4月にカネボウの粉飾決算が発覚した<sup>3</sup>。カネボウの事案では、粉飾決算を主導した経営陣の責任はもちろん、会計監査を担当した公認会計士や監査事務所の責任、さらには会計監査そのものの在り方が問われた<sup>4</sup>。金融庁は、2006年5月にカネボウの監査を担当した監査事務所、および同社の関与社員であった公認会計士に対する行政処分<sup>5</sup>をおこなうとともに、金融審議会公認会計士制度部会に

<sup>3</sup> 日本経済新聞は2005年4月13日付の朝刊一面において「カネボウ粉飾2000億円、99-03年度、過去最大規模に——旧経営陣刑事告発へ」(日本経済新聞〔2005〕)と大々的に報じた。

<sup>4</sup> カネボウの粉飾決算の手口については、石川〔2006〕や井端〔2006〕等に詳しい。また、異島〔2018〕では、カネボウの粉飾決算にかかる判決文や公判での証言、有価証券報告書等の記載を検証し、カネボウの事案における監査人の独立性の問題について論じている。

<sup>5</sup> 金融庁は、カネボウの会計監査を担当した監査事務所に対して業務の一部停止2ヶ月(2006年7月1日から同年8月31日)、公認会計士3名に対して登録抹消あるいは業務停止1年(2006年5月15日から2007年5月14日)の処分をおこなった(金融庁〔2006a〕)。

において、業務執行社員および監査事務所のローテーション制度の見直しがおこなわれた。同部会が同年12月に公表した報告書（「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」（金融庁〔2006b〕））では、ファームローテーション制度の導入については慎重な姿勢をみせる一方で、大規模監査法人において上場会社の会計監査を担当する筆頭業務執行社員等については、最長継続監査期間の上限を5年、最短インターバルを5年とすることが適当とされ、2007年の公認会計士法の改正により、パートナーローテーション制度がさらに強化された。

2015年2月、東芝関係者からの内部通報を受けて証券取引等監視委員会が実施した開示検査により、東芝の巨額の粉飾決算が発覚した。同年11月には、金融庁が、東芝の会計監査を担当した監査事務所および担当公認会計士に対する行政処分<sup>6</sup>をおこなっている。東芝の事案において、監査人の交代との関係でとくに問題となったのは、東芝の会計監査を担当していた監査事務所が、当該事務所の源流となった個人事務所の時期をふくめて、60年超もの長きにわたって継続して東芝の会計監査を担当していたことであった<sup>7</sup>。東芝の会計監査を担当していた監査事務所は、パートナーローテーション制度をふくめ、被監査会社からの独立性確保に関する種々の法令を遵守していたことに加えて、国際的にはEUで2016年からファームローテーション制度が適用予定であったことから、日本におけるファームローテーション制度の導入適否に関する議論が再燃した。

東芝の事案を受けて金融庁が2015年10月に設置した「会計監査の在り方に関する懇談会」は、2016年3月に「一会計監査の信頼性確保のために—『会計監査の在り方に関する懇談会』提言」（金融庁〔2016〕）（以下、在り方懇提言という）を公表し、「諸外国の最近の動向も踏まえつつ、我が国における監査法人のローテーション制度の導入に伴うメリット・デメリットや、制度を導入した際に実効性を確保するための方策等について、金融庁において、深度ある調査・分析がなされるべきである。」（10頁）とされた。

金融庁は、在り方懇提言を受けて、ファームローテーション制度に関する諸外国の制度対応やその背景、さらには、諸外国において同制度を導入する際に制度の実効性を確保するためにどのような方策がとられているか等の調査・分析をおこない、2017年7月に「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第一次報告）」（金融庁〔2017〕）を、2019年10月に同第二次報告（金融庁〔2019b〕）を公表するなど、日本におけるファームローテーション制度の導入は秒読み段階にあったといえる。

そのような状況であったにもかかわらず、金融庁からファームローテーション制度の導

<sup>6</sup> 金融庁は、東芝の会計監査を担当した監査事務所に対しては契約の新規の締結に関する業務の停止3月（2016年1月1日から同年3月31日まで）および業務改善命令（業務管理体制の改善）とあわせて約21億円の課徴金納付命令に係る審判手続開始を決定し、同社の会計監査を担当していた公認会計士7名に対しては業務停止1月から6月（2015年12月24日から）の処分をおこなった（金融庁〔2015〕）。

<sup>7</sup> 東芝の事案とパートナーローテーション制度との関係については、金融庁〔2017〕6-10頁に詳しい。

入を延期もしくは断念したといった公式見解がなされないまま、2020年1月に「監査法人交代制見送り」（日本経済新聞〔2020〕）との新聞報道がなされ、翌2月には、JICPAが自主規制として、チームメンバーローテーションを導入するという会長通牒（日本公認会計士協会〔2020〕）が公表されたのは既述のとおりである。別のいい方をすれば、2021年4月からJICPAの自主規制としてチームメンバーローテーション制度が適用されるとはいえ、現時点では、パートナーローテーション制度が維持され、ファームローテーション制度が導入されるか否かについては不透明な状況にあるといえる。

### Ⅲ 監査人の交代事例の分析

#### 1. 分析の概要

監査人のうち、パートナーおよび監査事務所の交代にかかる情報はいずれも、適時開示情報や有価証券報告書等をつうじて入手可能であるが、日本におけるファームローテーション制度の導入適否にかかる議論に資する資料を提供するという本稿の目的に鑑みて、本節では、監査事務所の交代にかかる情報にもとづいた分析を試みる。

また、従来、監査人の交代理由の多くが「任期満了」とされていた<sup>8</sup>。JICPAは2017年6月に「監査人の交代理由等の開示の充実に係る日本公認会計士協会の取り組みについて」（日本公認会計士協会〔2017a〕）を公表し、監査人の交代理由の開示の充実に図っている<sup>9</sup>。そのため、3月決算の会社が監査人の交代理由についての開示を実際に充実させるのは、早くても2018年3月期以降であると考えられる。また、金融庁の会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会が、2019年1月に公表した「会計監査に関する情報提供の充実にについて—通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として—」（金融庁〔2019a〕）によると、交代理由を分析する際、監査人の任期が通常1年で終了することからすれば「任期満了」と記載することは、交代理由の開示として不適切であると指摘している。

これらのことを踏まえて、本稿では、2017年3月期から2020年3月期まで3月決算の会社を対象に、監査事務所の交代状況を検証することにより、日本における監査人の交代の実態の一端を明らかにしたい。

なお、以下の分析では、個別の監査事務所名を明記する場合をのぞいて、Big 4ともよばれる有限責任あずさ監査法人（あずさ）、有限責任監査法人トーマツ（トーマツ）、EY

<sup>8</sup>JICPAが2014年4月から2016年3月までに監査人交代に係る臨時報告書を提出した会社（延べ261社）のうち上場会社216社について監査人の交代理由を調査したところ、158社（73.1%）が「任期満了」とし、さらに、これら158社のうちの118社（74.7%）が「任期満了」とのみ記載していたことが判明している（日本公認会計士協会〔2017b〕4頁）。

<sup>9</sup>これは、監査人の交代理由等についてより充実した開示を求めるとともに、JICPAにおいて、監査事務所等が交代の理由等に関して適時意見を述べる開示制度を設けるなど、開示の主体やその内容などについて、改めて検討がなされるべきであるとの在り方懇提言（金融庁〔2016〕）に対応したものである。

新日本有限責任監査法人（EY）、および PwC あらた有限責任監査法人（PwC）の4つの大手監査法人を B、それ以外の監査事務所を N と表記する。

## 2. 分析対象会社の抽出

本稿では、総合企業情報データベース eol を用いて、2017年3月期から2020年3月期までの4期間において監査人を交代した3月決算会社を抽出した。具体的には、有価証券報告書については、「前任監査人」、「前任の監査人」、もしくは「退任する監査公認会計士」をキーワードとして、また、その他適時開示情報の「公認会計士等の異動」および臨時報告書の「監査公認会計士等の異動」については「監査人」をキーワードとして検索し、すべてのケースについて、それぞれの開示書類から監査人を交代した会社の業種、交代前後の監査事務所の規模、交代理由等を手作業で確認した。その結果、299社が抽出された。以下では、監査人を交代した会社の特徴を明らかにしたうえで、監査人の交代理由についての分析をおこなう。

## 3. 監査人を交代した会社の特徴

図表1は、2017年3月期から2020年3月期までに監査人を交代した3月決算の会社の業種をまとめたもので、分析対象会社299社の業種をいったん証券コード協議会の業種（大分類）に基づいて分類したうえで、それをさらに、製造業、非製造業（金融・保険業をのぞく）、金融・保険業、およびその他（非上場）の4つに分類している。

図表1より、つぎのことがわかる。監査人の交代について、大分類の業種をみると、製造業が分析期間をつうじてつねに最も多く、ついで多いのが2020年3月期の運輸・情報通信業をのぞいて商業となっており、この3業種だけで、分析対象会社全体の75%超を占めている。その一方で、水産・農林業および電気・ガス業の2業種は分析期間をつうじて監査人を交代した会社はなく、鉱業で監査人を交代した会社は2019年3月期の1社だけであった。また、製造業、非製造業（金融・保険業をのぞく）、金融・保険業、およびその他（非上場）の4つに分類すると、2019年3月期をのぞいて監査人を交代した会社の過半数が製造業であった。

図表 1 監査人を交代した3月決算会社の業種別内訳

業種	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	合計
水産・農林業	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	1 (1.6)	—	1 (0.3)
建設業	6 (6.9)	5 (6.7)	5 (7.9)	3 (4.1)	19 (6.4)
製造業	39 (44.8)	33 (44.0)	19 (30.2)	38 (51.4)	129 (43.1)
電気・ガス業	—	—	—	—	—
運輸・情報通信業	11 (12.6)	10 (13.3)	11 (17.5)	11 (14.9)	43 (14.4)
商業	13 (14.9)	15 (20.0)	15 (23.8)	10 (13.5)	53 (17.7)
金融・保険業	2 (2.3)	3 (4.0)	3 (4.8)	3 (4.1)	11 (3.7)
不動産業	—	2 (2.7)	—	2 (2.7)	4 (1.3)
サービス業	12 (13.8)	5 (6.7)	9 (12.3)	6 (8.7)	32 (10.7)
その他（非上場）	4 (4.6)	2 (2.7)	—	1 (1.4)	7 (2.3)
計	87 (100.0)	75 (100.0)	63 (100.0)	74 (100.0)	299 (100.0)
製造業	45 (51.7)	38 (50.7)	25 (39.7)	41 (55.4)	149 (49.8)
非製造業	36 (41.4)	32 (42.7)	35 (55.6)	29 (39.2)	131 (43.8)
金融・保険業	2 (2.3)	3 (4.0)	3 (4.8)	3 (4.1)	11 (3.7)
その他（非上場）	4 (4.6)	2 (2.7)	—	1 (1.4)	7 (2.3)
合計	87 (100.0)	75 (100.0)	63 (100.0)	74 (100.0)	299 (100.0)

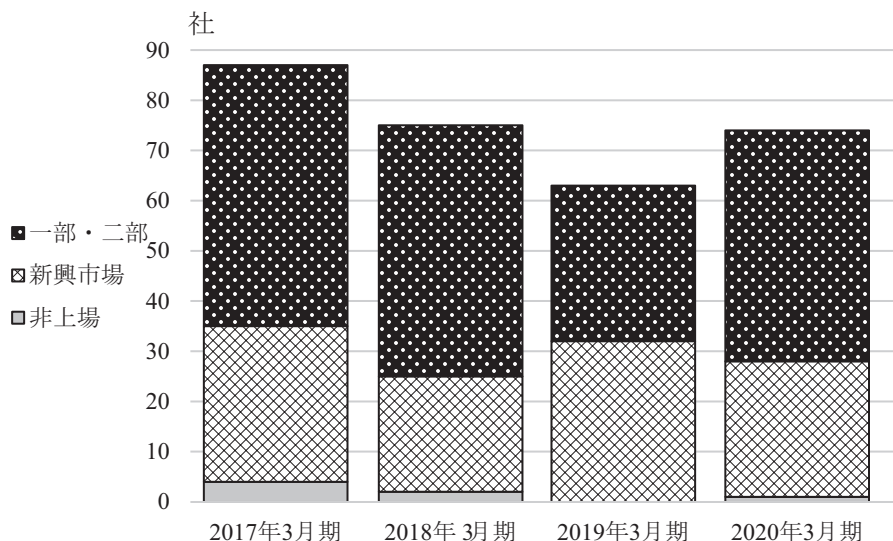
(注) 表の数値の上段は会社数（単位：社）、下段のカッコ内は各期の割合（単位：%）をあらわしている。

(出所) eol から抽出した分析対象会社のデータにもとづき筆者作成。

つづいて、監査人を交代した会社の交代後の上場状況をまとめると図表2のようになる。

図表2より、監査人を交代した後に非上場となった会社が計7社（全体の2.3%）あり、2019年3月期をのぞく残りの期間においては、監査人を交代した会社の約6割が一部もしくは二部の上場会社である。

図表2 監査人を交代した会社の交代後の上場状況



交代後の上場状況	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	合計
一部・二部	52 (59.8)	50 (66.7)	31 (49.2)	46 (62.2)	179 (59.9)
新興市場	31 (35.6)	23 (30.7)	32 (50.8)	27 (36.5)	113 (37.8)
非上場	4 (4.6)	2 (2.7)	—	1 (1.4)	7 (2.3)
合計	87 (100.0)	75 (100.0)	63 (100.0)	74 (100.0)	299 (100.0)

(注) 表の数値の上段は会社数(単位:社)、下段のカッコ内は各期の割合(単位:%)をあらわしている。

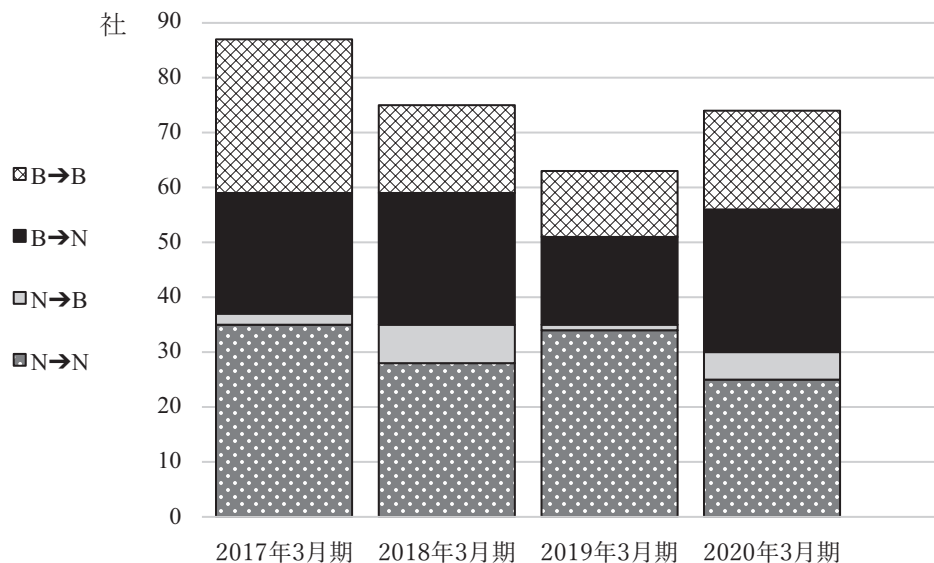
(出所) eol から抽出した分析対象会社のデータにもとづき筆者作成。

また、図表3は、監査人を交代した会社の交代前後の監査事務所の規模の変化を集計したものである。

図表3によると、B→Bに監査人を交代した会社はもっとも少ないとき(2019年3月期)で19.0%、もっとも多いとき(2017年3月期)で32.2%あったものの、N→Bに変更した会社は分析期間において一貫して最少となっており、もっとも多いとき(2018年3月期)ですら9.3%と1割未満となっていることがわかる。それに対して、大手監査法人以外に監査人を変更した会社はもっとも少なかった2017年3月期(55.5%)をのぞいて70%前後を占めている。これらのことから、日本では、監査人を交代する場合、大手監査法人以外に変更する傾向にあるといえよう。



図表3 監査人を交代した会社の交代前後の監査事務所の規模の変化



交代前後の 監査事務所の規模	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	合計
B → B	28 (32.2)	16 (21.6)	12 (19.0)	18 (24.3)	74 (24.7)
B → N	22 (25.3)	24 (32.0)	16 (25.4)	26 (35.1)	88 (29.4)
N → B	2 (2.3)	7 (9.3)	1 (1.6)	5 (6.8)	15 (5.0)
N → N	35 (40.2)	28 (37.3)	34 (54.0)	25 (33.8)	122 (40.8)
合計	87 (100.0)	75 (100.0)	63 (100.0)	74 (100.0)	299 (100.0)

(注) 表の数値の上段は会社数(単位:社)、下段のカッコ内は各期の割合(単位:%)をあらわしている。

(出所) eol から抽出した分析対象会社のデータにもとづき筆者作成。

#### 4. 監査人の交代理由の分析

ここでは、監査人の交代理由を分析する。具体的な分析にあたっては、金融庁が2020年4月に公表した「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」(金融庁〔2020〕)(以下、金融庁のガイドラインという)を参考に分類をおこなう。

金融庁のガイドライン(金融庁〔2020〕)は、監査人の交代理由として、以下の10項目を掲げている。

- ① 連結グループでの監査公認会計士等の統一(連結グループでの統一)

- ② 海外展開のため国際的なネットワークを有する監査公認会計士等へ異動（海外展開のため）
- ③ 監査公認会計士等の対応の適時性や人員への不満（監査人への不満）
- ④ 監査報酬
- ⑤ 継続監査期間
- ⑥ 監査期間中に直面した困難な状況（困難な状況）
- ⑦ 会計・監査上の見解相違（見解の相違）
- ⑧ 会計不祥事の発生（会計不祥事）
- ⑨ 企業環境の変化等による監査リスクの高まり（企業環境の変化等）
- ⑩ その他異動理由として重要と考えられるもの（その他）

これら 10 項目に、⑪任期満了（主な理由なし）、⑫合併・監査法人の組織再編、⑬人員・時間の確保、および⑭監査工数の 4 項目<sup>10</sup>を追加した計 14 項目に分類した結果が次頁の図表 4 である。

---

<sup>10</sup> これらの項目の他、公認会計士・監査審査会より金融庁長官に対して監査事務所に対する勧告による交代も考えられるが、分析期間において、当該理由による監査人の交代はなかった。

また、本稿では、分析を容易にするため、監査人の交代理由として「任期満了」としか記載していないケースを「任期満了（主な理由なし）」に、「任期満了」と任期満了以外の別の理由を併記しているケースについては、併記している任期満了以外の具体的な交代理由に分類している。

なお、「任期満了」と任期満了以外の別の理由を併記しているケースについては、別途述べる。

図表 4 監査人の交代理由

監査人の交代理由	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	合計
① 連結グループでの統一	2 (2.3)	1 (1.3)	—	3 (3.6)	6 (1.9)
② 海外展開のため	—	—	—	2 (2.4)	2 (0.6)
③ 監査人への不満	—	—	—	—	—
④ 監査報酬	—	—	—	16 (19.0)	16 (5.2)
⑤ 継続監査期間	3 (3.4)	3 (4.0)	6 (9.5)	38 (45.2)	50 (16.2)
⑥ 困難な状況	—	—	—	—	—
⑦ 見解の相違	—	2 (2.7)	2 (3.2)	—	4 (1.3)
⑧ 会計不祥事	2 (9.2)	4 (5.3)	—	2 (3.6)	8 (2.6)
⑨ 企業環境の変化等	—	—	—	—	—
⑩ その他	8 (9.2)	2 (2.7)	—	3 (3.6)	13 (4.2)
⑪ 任期満了（主な理由なし） <sup>※1</sup>	60 (69.0)	61 (81.3)	36 (57.1)	14 (16.7)	171 (55.3)
⑫ 合併・監査法人の組織再編	12 (13.8)	—	18 (28.6)	—	30 (9.7)
⑬ 人員・時間の確保	—	2 (2.7)	—	3 (3.6)	5 (1.6)
⑭ 監査工数	—	—	1 (1.6)	3 (3.6)	4 (1.3)
合計	87 (100.0)	75 (100.0)	63 (100.0)	84 (100.0)	309 <sup>※2</sup> (100.0)

(注) 表の数値の上段は会社数（単位：社）、下段のカッコ内は各期の割合（単位：％）をあらわしている。

※1：金融庁〔2019a〕による指摘を考慮して、交代理由として「任期満了」のみを掲げている事例については、「主な理由がない」ものとし、「任期満了」に加えて他の交代理由が明記されている事例については、当該他の理由によるものとして集計している。

※2：2つ以上の項目を交代理由に掲げた会社があるため、分析対象会社の総数よりも10社多い。

(出所) eol から抽出した分析対象会社のデータにもとづき筆者作成。

図表4から、任期満了という理由のみで監査人を交代した会社は、JICPAが監査人の交代理由の開示の充実についてのリリースをした直前期（2017年3月期）において69.0%だったのが、リリース直後の2018年3月期には81.3%と増加し、翌2019年3月期には57.1%と減少した後、2020年3月期には16.7%前年の3分の1以下にまで急激に減少していることがわかる。

2020年3月期における監査人の交代理由のうち、もっとも多かったのは、継続監査期間（45.2%）であった。これは、金融庁〔2019a〕の指摘を考慮したものであると考えられる。

このように、図表4は、日本における監査人の交代理由の変化の全体的な特徴をあらわしているとはいえ、監査人の交代理由と監査事務所の規模の変化の関係をみてとることはできない。そこで、監査人の交代理由と交代前後の監査事務所の規模の変化の関係を検証するため、各期における両者のクロス集計をおこなうこととする（図表5）。

図表5より、《2017年3月期》から《2019年3月期》までは、一貫して「任期満了（主な理由なし）」が監査人の交代理由として最多となっているが、《2020年3月期》のみ、「継続監査期間」が最多となっているほか、複数の項目が開示されていることを看取できる。

また、図表5を詳しくみると、「合併・監査法人の組織再編」を理由に監査人を交代したケースとして、《2017年3月期》の12社、および《2019年3月期》の18社があるが、すべてN→Nの交代となっていることがわかる。《2017年3月期》の12社については、2016年1月4日に明治監査法人とアーク監査法人が合併してアーク有限責任監査法人が設立されたことに、《2017年3月期》の18社のうち17社については、2018年7月1日に太陽有限責任監査法事と優成監査法人が合併して太陽有限責任監査法人となったことに起因する。これらの監査事務所の合併によって監査人を交代したケースをのぞくと、監査人を交代した会社は、《2017年3月期》で75社、《2019年3月期》で46社となり、そのうち「任期満了（主な理由なし）」を交代理由に掲げた会社の割合は、《2017年3月期》で80.0%（60社）、《2019年3月期》で78.3%（36社）となる。これらのことから、金融庁〔2019a〕により、監査人の交代理由として「任期満了」とすることが不適切であるとの指摘がなされるまで（2020年3月期まで）、日本における監査人の交代理由の約8割が主な理由が明示されることなく、「任期満了」とだけ記載されていたことがわかる<sup>11</sup>。

<sup>11</sup> 本稿では、脚注10で述べたように、任期満了以外の理由を明示していなかったケースのみを「任期満了（主な理由なし）」としている。ここで、「任期満了」と任期満了以外の別の理由を併記しているケースについて補足すると、《2017年3月期》に7社、《2018年3月期》に6社、《2019年3月期》に7社が「任期満了」以外の理由として、「継続監査期間」（計11社）や「連結グループで統一」（計3社）を記載していたのに対して、《2020年3月期》には57社が「任期満了」と任期満了以外の理由を併記していた。《2020年3月期》に「任期満了」と任期満了以外の理由を併記していた57社の内訳をみると、「継続監査期間」のみを併記している会社が26社、「継続監査期間」および「監査報酬」を併記している会社が9社、「継続監査期間」および「会計不祥事」を併記している会社が1社あるなど、36社が「継続監査期間」を監査人の交代理由とし、「継続監査期間」以外で監査人の交代理由として併記された項目は、多い順に、「監査報酬」が8社（うち1社は「人員・時間の確保」も併記）、「監査工数」が4社（うち1社は「監査報酬」も併記）、「その他」が4社、「連結グループでの統一」が3社あった。

図表5 各期における監査人の交代理由と交代前後の監査事務所の規模の変化のクロス集計  
《2017年3月期》

監査人の交代理由	B → B	B → N	N → B	N → N	合計
① 連結グループでの統一	1	1			2
⑤ 継続監査期間		2		1	3
⑧ 会計不祥事	1	1			2
⑩ その他	6			2	8
⑪ 任期満了（主な理由なし）	20	18	2	20	60
⑫ 合併・監査法人の組織再編				12	12
合計	28 (32.2)	22 (25.3)	2 (2.3)	35 (40.2)	87 (100.0)

## 《2018年3月期》

監査人の交代理由	B → B	B → N	N → B	N → N	合計
① 連結グループでの統一			1		1
⑤ 継続監査期間	2			1	3
⑦ 見解の相違				2	2
⑧ 会計不祥事		1		1	2
⑩ その他		1		3	4
⑪ 任期満了（主な理由なし）	14	22	6	19	61
⑬ 人員・時間の確保				2	2
合計	16 (21.3)	24 (32.0)	7 (9.3)	28 (37.3)	75 (100.0)

## 《2019年3月期》

監査人の交代理由	B → B	B → N	N → B	N → N	合計
⑤ 継続監査期間	4	1		1	6
⑦ 見解の相違				2	2
⑪ 任期満了（主な理由なし）	8	14	1	13	36
⑫ 合併・監査法人の組織再編				18	18
⑭ 監査工数		1			1
合計	12 (19.0)	16 (25.4)	1 (1.6)	34 (54.0)	63 (100.0)

## 《2020年3月期》

監査人の交代理由	B → B	B → N	N → B	N → N	合計
① 連結グループでの統一	1	1		1	3
② 海外展開のため			1	1	2
④ 監査報酬		14		2	16
⑤ 継続監査期間	14	13	1	10	38
⑧ 会計不祥事	1			1	2
⑩ その他				3	3
⑪ 任期満了（主な理由なし）	3	3	4	4	14
⑬ 人員・時間の確保		1		2	3
⑭ 監査工数		1		2	3
合計	19 (22.6)	33 (39.3)	6 (7.1)	26 (31.0)	84 <sup>*</sup> (100.0)

(注) 表の数値の上段は会社数（単位：社）、下段のカッコ内は各期の割合（単位：%）をあらわしている。

※ 2つ以上の項目を交代理由に掲げた会社があるため、分析対象会社の総数よりも10社多い。

(出所) eol から抽出した分析対象会社のデータにもとづき筆者作成。

#### IV おわりに

本稿は、日本で監査人のローテーション制度に関する議論が必ずしも決着していない状況のなか、監査事務所の交代状況を検証し、日本における監査人の交代の実態の一端を明らかにすることを試みたものである。

日本における監査人のローテーション制度は、会計不祥事の発生を契機に導入・強化されてきた。本稿では、日本における監査人のローテーション制度が導入・強化されるにいたった会計不祥事をふくめ、当該制度の変遷をたどった。

また、2017年3月期から2020年3月期までの4期間において監査人を交代した3月決算の会社を抽出して分析をおこない、以下のことを析出した。

- ① 製造業、商業、および運輸・情報通信業だけで、分析対象会社全体の75%超を占めている一方で、水産・農林業および電気・ガス業は分析期間をつうじて監査人を交代した会社はなく、鉱業で監査人を交代した会社は1社だけであったこと。
- ② 日本では、監査人を交代する場合、大手監査法人以外に変更する傾向にあること。
- ③ 金融庁〔2019a〕により、監査人の交代理由として「任期满了」とすることが不適切であるとの指摘がなされるまで（2019年3月期まで）、日本における監査人の交代理由の約8割が「任期满了」と記載されていたこと。
- ④ 2020年3月期のみ、監査人の交代理由として、「継続監査期間」や「監査報酬」などの「任期满了」以外の項目が開示されているほか、複数の項目が開示されていること。

本稿で析出した事項に加えて、監査事務所を自主的に交代する場合、監査人の交代理由にかかる開示が会社の特性や監査人の交代特性を示すシグナルとなり得ることを析出した先行研究<sup>12</sup>もある。今後、2020年3月期と同様に、「任期满了」以外の監査人の交代理由が開示されるとすれば、監査人の交代理由にかかる情報開示の重要性がますます高まる可能性があるといえる。

日本におけるローテーション制度の方向性を決めるには、充実された監査人の交代理由の開示にもとづく実証研究のほか、2021年4月に適用されるチームメンバーローテーション制度の効果を検証したうえでの議論が必要になろう。

---

<sup>12</sup>たとえば、酒井〔2020a〕〔2020b〕は、2010年4月から2018年3月までの間に日本で実施された監査事務所の交代についての実証分析をおこない、監査事務所を自主的に交代する場合、交代理由の開示が会社特性や交代特性を示すシグナルとなり得るが故に、強制的なファームローテーション制度が導入されると、当該シグナリングが消滅する虞があることを指摘している。

**【主たる参考文献・参考資料】**（なお、法基準については、本文中で言及したものに限る。）

Chasan, E. [2013] “House Asses Bill to Ban Auditor Term Limits,” *The Wall Street Journal*, July 9.

U.S. Senate [1977] *The Accounting Establishments - A Staff Study, prepared by the Subcommittee on Reports, Accounting, and Management of the committee on Government Operations*, U.S. Government Printing Office.

浅野信博 [2020a] 「監査人のローテーションに関する経験的研究のレビュー」『会計』第198巻第3号。

浅野信博 [2020b] 「監査人のローテーションに関する研究機会の提示と課題」『日本監査研究学会第43回西日本部会 報告要旨集』。

浅野信博 [2020c] 「監査人のローテーションに関する研究機会の提示と課題」日本監査研究学会第43回西日本部会当日配布資料、8月2日。

石川純治 [2006] 『変わる社会、変わる会計—激動の時代をよむ』日本評論社。

異島須賀子 [2018] 「監査人の独立性に関する倫理規則の意義と限界—事例：カネボウ」吉見宏編著『会計不正事例と監査』同文館出版。

異島須賀子 [2021] 「解題：監査人のローテーション—学术界と実務界の連携に向けて—」『現代監査』第31号（近刊）。

井端和夫 [2006] 『最近の粉飾—その実態と発見法—』税務経理協会。

伊豫田隆俊・浅野信博・町田祥弘・松本祥尚・林隆敏・高田知実 [2012] 『実証的監査理論の構築』同文館出版。

大蔵省 [1997] 「会計士監査の充実に向けての提言」4月24日。

大蔵省 [1999] 「会計士監査の在り方についての主要な論点」7月2日。

大蔵省 [2000] 「監査制度を巡る問題点と改革の方向」6月29日。

小倉加奈子 [2020a] 「監査人のローテーションの規制と課題」『日本監査研究学会第43回西日本部会 報告要旨集』。

小倉加奈子 [2020b] 「監査人のローテーションの規制と課題」日本監査研究学会第43回西日本部会当日配布資料、8月2日。

加藤達彦 [2005] 『監査制度デザイン論』森山書店。

金融庁 [2006a] 「監査法人及び公認会計士の懲戒処分等について」5月10日。

金融庁 [2006b] 「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」12月22日。

金融庁 [2015] 「監査法人及び公認会計士の懲戒処分等について」12月22日、<https://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20151222-4.html>。

金融庁 [2016] 「『会計監査の在り方に関する懇談会』提言—会計監査の信頼性確保のために—」3月8日。

- 金融庁〔2017〕「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第一次報告）」7月20日。
- 金融庁〔2019a〕「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会 会計監査に関する情報提供の充実について—通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として—」1月22日。
- 金融庁〔2019b〕「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第二次報告）」10月25日。
- 金融庁〔2020〕「公認会計士・監査審査会の活動状況（令和元年版）」5月29日。
- 酒井絢美〔2012〕「監査人交代と保守主義に関する実証研究」『産業経理』第72巻第1号。
- 酒井絢美〔2014〕「監査人の交代とゴーイング・コンサーン」『会計』第186巻第1号。
- 酒井絢美〔2015〕「大手監査法人の監査契約締結に関する検討一期中における監査事務所の交代事例を通じて—」『現代監査』第25号。
- 酒井絢美〔2020a〕「監査事務所のローテーションに係る実証研究」『日本監査研究学会第43回西日本部会 報告要旨集』。
- 酒井絢美〔2020b〕「監査事務所のローテーションに係る実証研究」日本監査研究学会第43回西日本部会当日配布資料、8月2日。
- 佐久間義浩〔2018〕「監査人の交代によるマーケットへの影響：監査人の交代理由に着目して」『会計』第193巻第6号。
- 田村威文・中條祐介・浅野信博〔2015〕『会計学の手法』中央経済社。
- 田村威文・町田祥弘〔2017〕「監査事務所の強制的交代制度に関するゲーム論的一考察」『現代監査』第27巻。
- 鳥羽至英〔2020〕「財務諸表監査には学術上、どのように接近したらよいか：監査実務に埋没する監査研究と監査研究を阻む制約」『会計』第197巻第4号。
- 千代田邦夫〔2020〕「アメリカ公認会計士監査制度研究五〇年」『会計』第197巻第1号。
- 日本経済新聞〔1995〕「金融破たん、問われる会計監査責任、当局次第と及び腰——チェック機能の怠慢露呈」12月28日付（朝刊）13面。
- 日本経済新聞〔1997〕「会計士協会、監査担当期間に上限、来春から——企業との癒着排除」8月13日付（朝刊）1面。
- 日本経済新聞〔2005〕「カネボウ粉飾2000億円、99-03年度、過去最大規模に——旧経営陣刑事告発へ」4月13日付（朝刊）1面。
- 日本経済新聞〔2020〕「監査法人の交代制見送り 金融庁、企業負担増に配慮」1月15日付（朝刊）5面。
- 日本公認会計士協会〔1997〕監査基準委員会報告書第12号（中間報告）「監査の品質管理」7月。



日本における監査人の交代—制度の変遷と交代理由に注目して—

日本公認会計士協会〔2017a〕「監査人の交代理由等の開示の充実に係る日本公認会計士協会の取り組みについて」6月30日。

日本公認会計士協会〔2017b〕「監査人交代の理由等に関するアンケート調査結果」6月30日付。

日本公認会計士協会〔2020〕会長通牒2020年第1号「『担当者（チームメンバー）の長期的関与とローテーション』に関する取扱い」2月20日。

町田祥弘編著〔2019〕『監査の品質に関する研究』中央経済社。